



お知らせ



福島県沖地震被災者 支援金申請期限間近

被災者生活再建支援制度は、令和3年2月13日発生の福島県沖地震により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活再建を支援するものです。申請がお済でない人はご確認ください。
市内に居住で、令和3年2月13日発生の福島県沖地震により、居住する住

2月のお知らせやイベントをご案内します。記載の行事やイベントは、新型コロナウイルス感染症の状況により変更・中止する場合があります。

【マークの見方】

日 日時・時間 場 場所・会場 内 内容
持 持ち物 対 対象 定 定員 師 講師
申 申込方法 費 費用 問 お問い合わせ
他 その他

小中学校入学者へ 入学通知書を送付

伊達市立小・中学校入学対象者への入学通知書を1月下旬に郵送（中学入学対象者には小学校で配布）します。1月中旬に入学通知書が届かない場合は、学校教育課にご連絡ください。
伊達市立小・中学校入学対象者への入学通知書を1月下旬に郵送（中学入学対象者には小学校で配布）します。1月中旬に入学通知書が届かない場合は、学校教育課にご連絡ください。

壊した人で滅失登記がお済みでない人は、取り壊したことを証明できる書類（解体業者が発行する証明書や領収書など）を添えて家屋取壊届出書を至急税務課にご提出ください。
税務課資産税係
☎ 575-11235

住まいの耐震化を 進めましょう

昭和56年5月以前に着工した木造住宅は、大地震に対する耐震性能を満たしていない恐れがあります。次の大地震に備え、耐震化の流れが分かるパネル展示を行います。
日 2月14日⑧～2月25日⑨
場 市役所1階シルクホール
問 建築住宅課
施設整備第一係
☎ 573-5064

家屋を取り壊した人 は至急届出を

固定資産税は、毎年1月1日現在に所有している土地、家屋、償却資産に課税されます。
令和3年中に家屋を取り

令和4年産米の放射 性物質吸収抑制対策

原発事故や令和元年東日本台風などの被害から復旧

後、新たに作付けする水田は、土壌分析の実施とカリ質肥料の施用が必要です。

伊達市内で対象となる水田を所有または耕作する人は2月28日⑩までに農政課へご連絡ください。
農政課農業振興係
☎ 573-5635

Jアラートによる 情報伝達訓練

地震などの発生に備え、Jアラートを用いた情報伝達訓練が行われます。防災行政無線・戸別受信機から放送されます。
日 2月16日⑩11時
内 放送内容：「これは、Jアラートのテストです（3回）」「こちらはぼうさい伊達市です」

テレビの受信障害 対策を実施

他登録制メール、伊達市防災アプリ、伊達市公式ツイッターでも情報が配信されます。
防犯危機管理課
危機管理係
☎ 575-1197

大腸がん検診の 未使用検体容器回収

大腸がん検診の未使用検体容器をお持ちの人は返却をお願いします。
●回収：2月28日⑩まで
●回収場所：保原保健センター、国保年金課、各総合支所（保原除く）
問 健康推進課健康管理係
☎ 575-11116



後期高齢者医療加入者へ 「医療費のお知らせ」（医療費通知）

福島県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さまに、自己の健康管理と医療に対する関心を高めていただくために、毎年1回「医療費のお知らせ」を送付しています。ご不明な点は、福島県後期高齢者医療広域連合（☎ 528-9025）にご連絡ください。

令和3年分は2月下旬から順次発送

令和3年1月から12月までの「医療費のお知らせ」を、2月下旬から順次発送しますので、自分の受診状況のご確認をお願いします。対象期間内に医療機関を受診しなかった場合は、通知は発行されません。

確定申告を急ぐ場合は

「医療費のお知らせ」は、県内全域に発送するため、個別の発送には応じられません。確定申告を急ぐ場合は、領収書を元に医療費控除の明細書を作成し、申告手続きをお願いします。詳しくは17ページをご覧ください。

確定申告に使用する場合は下記に注意

「医療費のお知らせ」を確定申告の参考資料として使用する場合に、記載された自己負担相当額と、実際の負担額が異なるときは、補填された金額（高額療養費など）を差し引くなど、自分で訂正し申告してください。

福島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 528-9025
国保年金課賦課係 ☎ 575-1198

無料相談

行政相談（電話受付）

内 役所や特殊法人などへの意見や要望など

連絡先	委員名	電話番号
伊達	佐々木 義伸	☎ 583-4255
梁川	中木 由美子	☎ 577-3593
保原	浦山 公一	☎ 576-4075
霊山・月舘	齋藤 美和	☎ 586-3233

☎ 秘書広報課広報広聴係 ☎ 575-1113

弁護士による無料相談会

日 2月9日☎、3月9日☎ 13時～16時

場 消費生活センター（市役所中央棟 1 階）

内 消費者問題、多重債務など

申 電話で予約してください。

☎ 消費生活センター ☎ 574-2233

心の健康相談（専門の医師への相談）

職場や地域社会・家庭の中でのストレスなどで心に悩みを抱えている人が、専門の医師に相談できます。

日 2月18日☎ 13時30分～15時30分

場 県北保健福祉事務所

対 通院していない人で心の健康相談を希望する本人、家族およびその他の者

申 3日前までに電話予約してください。（受付時間：平日8時30分～17時15分）

☎ 県北保健福祉事務所障がい者支援チーム ☎ 534-4300

税理士による『税の無料相談会』

日 2月14日☎～3月9日☎ 10時～16時

※土、日、祝日除く

場 福島税務相談所（福島市森合町 14-29）

内 所得税・相続税・贈与税など税に関すること（面談相談のみ・相談時間 30 分）

申 電話予約してください。（受付時間：平日9時30分～16時30分）

☎ 福島税務相談所 ☎ 024-534-3907

（※平日のみ受付）

☎ 伊達市スポーツ振興公社 ☎ 597-8015

ふくしま就職ガイダンス

福島労働局と福島県は、県内に就業場所があり、対象学生などを正社員としてとして採用する計画のある事業所の企業説明会を開催します。

☎ 令和5年3月に大学などを卒業（修了）予定の人、

令和2年3月以降に大学などを卒業（修了）した人

●ふくしま就職ガイダンス

①東京会場：日 3月2日☎ 13時～16時 場 サンシャインシティ文化会館ビル

②オンライン：日 3月3日 ☎ 6日☎ 10時30分～16時40分

③福島会場：日 3月7日☎ 10時30分～17時15分 場 ビッグパレットふくしま

申 事前にホームページで予約してください。

▼予約はこちら

☎ ①②福島県雇用労政課 ☎ 521-7290

③福島労働局職業安定課 ☎ 529-5396

つきだて花工房 味噌づくり体験

日 2月13日☎、26日☎ 10時30分～12時

¥ 4,800円、8,500円（容器が必要な場合別途800円）

申 2人以上でお申し込みください。

☎ につきだて花工房 ☎ 573-3888

ろう者製作の映画音楽堂で上映

日 2月20日☎ 10時、14時

場 福島市音楽堂

内 全編手話で構成された映画です。（字幕あり）

●チケットの問い合わせ FAX：573-9398

メール：nanohana.sano@gmail.com（※聴覚障がい者のため電話は不可）

他主催：福島市聴覚障害者協会

☎ 社会福祉課障がい福祉係 ☎ 575-1274

防災行政無線の誤放送について

1月16日☎午前0時17分頃、システムの設定誤りにより、防災行政無線から誤った情報を放送する事案が発生しました。市民の皆さまにご迷惑とご心配をおかけし深くお詫び申し上げます。

☎ 防災危機管理課 危機管理係 ☎ 575-1197

募集

移住者同士が交流できる会を実施

市外から概ね3年以内に転入した人を対象に、移住者交流会を開催します。

日 3月5日☎ 10時集合、14時終了予定

場 つきだて花工房

内 世帯ごとに月館産小麦を使用したうどん作り・う

どん屋食と交流会

¥ 500円※未就学児無料

定 5組程度（申込順）

申 申込フォームから（一社）つむぐるカンパニーへお申し込みください。

▼申込はこちら

申込フォーム

他 感染症拡大の状況により中止する場合があります。

☎ 協働まちづくり課 移住定住推進係 ☎ 575-1177

パークゴルフ初心者講習会参加者募集

パークゴルフ未経験者対象の体験会を行います。

日 3月15日☎ 9時～12時

場 保原総合公園管理事務所 集合

¥ 1000円（用具代・保険代含む）

定 24人（先着順）

申 2月4日☎～2月25日☎にお申し込みください。

ごみ出しのルール厳守にご協力を！

快適な生活環境を維持するため、ごみ出しのルールをもう一度確認し、一人一人がルールを守ってごみを出しましょう。

◆決められた集積所に出してください

指定集積所以外へのごみ持ち込みによるトラブルが増えています。これらは「指定日を守らない」「分別をしていない」などの『違反ごみ』であることが多く見受けられます。違反ごみは排出者が持ち帰り、適正に処理していただくことになっています。

『違反ごみ』を収集するとルール違反を助長してしまうため、取り残していますが、現実にはそのまま放置されることも多く、ごみ集積所を設置・維持管理する自治会の大きな負担となっています。ごみは必ず決められた集積所に出してください。

◆指定された時間までに出してください

資源ごみと粗大ごみは次の理由により、特に注意するようにお願いします。収集業者は可燃性や不燃性など、種別ごとにごみを処理場に持ち込みます。作業効率化のため、複数車両で種別ごとに収集する場合があります。指定時間以降にごみが残っていても、収集途中なので絶対にごみを出さないでください。

◆一時多量ごみは集積所に出さないでください！

ごみ集積所で収集するごみは、日常家庭生活ごみが対象です。引っ越しなどによる一時多量ごみは市で収集しませんので、自己責任で処理（伊達地方衛生処理組合へ直接搬入するか一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼）してください。

直接搬入について詳しくはこちら▶

☎ 生活環境課環境係 ☎ 575-1228

25 | だて市政だより 2022.2

※このスペースは有料広告です。詳しくは、秘書広報課（☎ 575-1113）にお問い合わせください。

※このスペースは有料広告です。詳しくは、秘書広報課（☎ 575-1113）にお問い合わせください。

だて市政だより 2022.2 | 24